

宮古島市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 市長は、住宅の質の向上及び住宅投資による市内経済の活性化・雇用の安定化を図るため、市民が自己の居住する住宅を市内の施工業者を利用して住宅のリフォーム工事（以下「工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で宮古島市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

（1） 住宅

宮古島市内に存する住宅であって、自らの居住の用に供する住宅及び住宅に付属する住宅設備をいう。

（2） リフォーム工事

住宅の機能や性能を維持・向上させるために行う、住宅の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等の工事をいう。

（3） 県産材

県内で生産され、加工されたものであることが証明されたものをいう。

（4） 空き家

一戸建て住宅の居住の用に供する建築物のうち、居住する者のないことが常態であって、その期間は概ね1年以上であるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 第12条の規定による実績報告書の提出までに補助対象住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者
- （2） 介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていない者
- （3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成1

7年法律第123号) による住宅改修費の支給を受けていない者。

(4) 本市の公的義務(市税、使用料、負担金、貸付等)の納付を果たす生計維持者及び住宅所有者

(5) 国、県又は市の他の制度による補助又は扶助を受けていない者

(6) 翌年1月末日に工事の完了及び実績報告書を提出できる者

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、この限りではない。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象となる住宅は、市内に存在する住宅で、次に掲げる住宅とする。

(1) 補助対象者が所有する住宅

(2) 借家住宅(住宅の所有者が、工事を承諾する場合)

(3) 共同住宅等(住宅の所有者が、工事を承諾する場合)

(4) 建築後1年を経過している住宅

2 前項に掲げる住宅については、住居部分を補助対象とし、共同住宅の共用部分又は非居住部分(店舗、事務所、車庫、倉庫又は外構等)については、補助の対象としない。

(補助対象工事)

第5条 補助対象となる工事は、総工費20万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上の工事で、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事

ア 通路等の拡幅

イ 階段の勾配の緩和

ウ 浴槽改良

エ 便所改良

オ 手すりの取付け

カ 段差の解消

キ 出入口の戸の改良

ク 滑りにくい床材料への取替え

ケ その他市長がバリアフリーに資するとして認める改修工事

(2) 次のいずれかに該当する省エネ改修工事

- ア 窓の断熱工事
- イ 床の断熱工事
- ウ 屋根、天井の断熱工事
- エ 壁の断熱工事
- オ その他市長が省エネに資するとして認める改修工事

(3) 次のいずれかに該当する空き家の改修工事

- ア 既存住戸内の間取りを変更する工事
- イ 台所、浴室、洗面所又は便所の改修
- ウ 給排水、電気又はガス設備の改修
- エ 屋根、外壁等の外装の改修
- オ その他市長が空き家の有効活用に資するとして認める改修工事

(4) 次のいずれかに該当する住宅の耐久性等を向上させる改修工事

- ア 柱、梁等主要構造部の剥離したコンクリートの除去又は補修
- イ 庇、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位の剥離したコンクリートの除去又は補修
- ウ 柱、梁の接合部の剛性を高める金物にする改修
- エ 柱、梁、壁、筋かい又は基礎の補強
- オ 火打ち梁又は構造用合板による床面の補強
- カ ブレース又は鋼板壁による壁面の補強
- キ 座屈止めの追加工事
- ク 不使用となった屋上タンクの除去
- ケ 居間、寝室等長時間を居住の用に供する部屋の補強
- コ その他市長が耐久性の向上に資するとして認める改修工事

2 県産木材又は県産赤瓦等県産材料を利用した改修工事

3 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険料（工事検査料含む。）

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる工事又は経費については、補助対象としない。

- (1) 倉庫、車庫、造園、門扉又は外構の工事
- (2) 共同住宅の共用部分の工事
- (3) 土地購入費用

- (4) 公告看板等の設置費用
- (5) 工事機械、工具又は備品等の購入経費
- (6) 災害等による保険給付金の対象となる工事
- (7) 国、県又は市の他の制度において、対象となる経費
- (8) 原則として第8条の規定による補助金の交付決定前に着手した工事
- (9) 補助対象工事を一括して第三者に請負わせた工事
- (10) その他補助対象工事に関係がない工事

5 前項に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

6 補助対象となる工事等を行う施工業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に本社及び本店がある法人
 - (2) 本市に事務所を有し、本市に住民登録している個人
- (補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の20パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。

(補助の条件)

第7条 同一住宅及び同一補助対象者については、1回を限度とし、共有名義の住宅については、共有者の内1人に限り補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付申請をしようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費用見積書
- (2) 工事前写真台帳（様式第2号）又はこれに代わる同等の書類
- (3) 工事業者の本社所在地が証明できる書類
- (4) 建物登記簿謄本又は固定資産評価証明書若しくはこれに代わる書類
- (5) 住民票謄本
- (6) 第3条第1項第4号に規定する納付を証明する書類
- (7) 借家又は共同住宅等である場合は、住宅の所有者の工事承諾書（様式

第 3 号)

(8) 位置図

(9) 工程表

(10) 委任状（申請を代理で行う場合）

(11) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定及び取下げ）

第 9 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）又は前条の規定による申請後に、自己の都合により補助金交付決定又は補助金交付申請を取下げの場合は、補助金交付取下げ書（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第 10 条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、前条第 1 項の交付決定を取消することができる。

(1) 補助事業者の虚偽、その他不正行為が認められた場合

(2) 前条による交付決定の通知後、補助事業者が工事着手予定日を過ぎても、工事を着手する見込みがない場合

(3) その他、市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、補助金交付決定取消し通知書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告及び実施検査）

第 11 条 市長は、必要があるときは、工事の遂行状況に関し補助事業者に報告を求め、職員に実施検査を行わせることができる。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、工事を完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収書の写し

(2) 工事中写真台帳（様式第 8 号）、工事完了写真台帳（様式第 8 号の 2）

又はこれに代わる同等の書類。

(3) 施工業者の工事完了証明書（様式第9号）

(4) 借家または共同住宅等の場合は、所有者の工事完了確認書（様式第10号）

(5) 変更がある場合は、変更内容が明確に分かる書類

(6) 産業廃棄物処理が分かる書類

(7) その他、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第7条による申請事項に変更が生じた場合は、変更内容が明確に分かる書類を前項に規定する実績報告書に添付しなければならない。ただし、補助金の増額は認めないものとする。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の補助金実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付確定を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書を受理した場合は、30日以内に補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたことが認められたときは、補助金返還命令書（様式第13号）により、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

